

2018.09.27 平成 30 年 第 3 回定例会（第 5 号） 本文

1 議案第 40 号 平成 30 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

高畑勲監督追悼映画上映会については、どのような基準で追悼事業をするのか否かの基準が明確にならなかった。文化行政を大切にし、アニメを文化にまで高めた功績をたたえ、ジブリ美術館、三鷹市立アニメーション美術館開館当初から理事としてかかわり等々の答弁が繰り返しなされたが、三鷹市にゆかりのある著名人はたくさんおり、その方々への対応との違い、なぜ今こういう形の単独イベントなのかが明確ではない。高畑さん御自身の功績は当然のことではあるが、三鷹市が主催する事業としての開催基準が曖昧であり、恣意的な事業ではないかという疑問は払拭できない。

「みたかチルミル」事業は、ファミリー・サポートの制度に緊急救命や児童虐待に対する研修を 3.5 時間追加することで、通常の利用会員からの謝礼 800 円に 500 円を上乗せするものである。三鷹市のファミリー・サポート事業は、援助会員登録が 261 人となっているが、年代の内訳は 40 代、31%、50 代、26%、60 代、22%、70 代、14%であり、うち、活動しているのは 50 代、60 代が中心であるとの答弁だった。実際に昨年度活動したのは約 150 人との答弁もあり、40 代は登録したが、実際には就労し、対応が困難とのことであった。現実には援助会員とのマッチングにおいて、利用会員の要望に十分応え切れない状況となっている。東京都は保育グランパ、グランマをふやすとこの事業のサブタイトルにつけているが、500 円の上乗せという小手先の仕組みで、しかもまさに孫守りと親の介護のダブルケアをしている 50 代、60 代、あるいは、生きるために、あるいは、子どもの教育費のために稼がなければならない 40 代のニーズにマッチするとは思えない。地域の支え合い事業として始まったファミリー・サポート事業だが、他のボランティアによる、例えば高齢者配食事業などと同様に、恒常的な活動を維持できる人材が不足している。全国的に制度そのものを見直し、検証する時期に来ているのではないか。

事故があった場合の補償は、団体で傷害保険に加入しているだけで、市が責任を持って対応すると の答弁があったが、実際には保険会社対応になるしかない。きちんと子育て支援ヘルパー制度を直雇用の制度として、仕事として子育てを支える専門家を養成し、福祉として公が責任を持って派遣する 制度を検討しなければならない時期に来ている。東京都の 2 年間の期限つきサンセット事業でもあり、東京都の姿勢も問われなければな

らないが、継続的な制度ではないという点も大いに問題である。

市道整備は緊急案件であり、予備費は、当初予算をブロック塀の改修に充当したため、今後の災害対応等を見据えて補充するもので、必要なものと理解する。

しかし、2点について容認できない点があるので、補正予算は反対する。以上の討論の後、議案第40号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 所管事務の調査について

I C T・地方分権と市民サービスに関すること本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

### ○16番（野村羊子さん）

意見書（案）第16号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

日本におけるキャッシュレス決済の割合は20%程度です。スウェーデンや中国よりはずっと低いのですが、ドイツよりは高い状態です。クレジットカード大国の韓国は、キャッシュレス決済の割合が90%近くありますが、若者のカード破産者が急増しているとの情報もあります。このように、キャッシュレス化のデメリットの1点目は、幾ら使ったかわからなくなる、本来の支払い能力以上の買い物をしてしまう可能性があるということです。信用格付会社のスタンダード・アンド・プアーズの調査によると、日本では金融リテラシーのある成人の割合は43%で、70%前後である欧州各国、57%の米国よりも低いのです。したがって、今でも増加傾向にあるカードローン破産への歯どめとなるような措置がとられなければ、若い世代が生活破綻を来しかねないのです。

デメリットの2点目は、キャッシュレス決済による個人情報漏えいや不正使用の懸念が払拭されないことです。日本クレジット協会によれば、2017年のクレジットカードの不正使用被害額は236億4,000万で、2016年の140億9,000万の2倍近くになっています。キャッシュレス決済のセキュリティー対策への不安、個人情報の漏えいや不正使用のリスクが、その利便性を上回っていると消費者が判断するのもしたし方ない状況にあると言えます

す。

デメリットの3点目は、企業や小売店において決済用の端末を設置しなければならない点と手数料がかかるという点です。決済方法に合わせて複数の端末を入れれば、その端末の費用と加盟手数料、決済手数料がかさみます。利幅が相対的に小さい個人商店などでは対応困難です。その上、カード会社からの入金、約1カ月のロスタイムが発生し、資金繰りが困難になる場合もあります。キャッシュレス決済の推進を強引に図ることで、対応が困難な個人商店の倒産、閉店がふえ、全国展開のチェーン店のみになりかねません。地域経済、地域社会にとって決していいこととは思えません。

デメリットの4点目は、高齢者や子どもたちなど、キャッシュレス決済からこぼれる人々がいるという点です。スウェーデンでは、現金では公共交通機関が乗れない状態ですが、対応できない高齢者は現金難民と呼ばれているのだそうです。さまざまな課題があり、簡単にキャッシュレス決済推進とは言えない状況です。

デメリットの5点目は、停電になった場合に端末が使えなくなることです。今、QRコードをスマホで読み取って決済する方法が始まっていますが、災害などで長時間停電してしまった場合にスマホの充電が切れると、何も買えない、必要な電池すら入手できないということになりかねません。今回の北海道電力の場合のように、必要なリスク対応ができていない場合、決済機能が麻痺しかねないのです。

さらにキャッシュレス決済のメリットとして挙げられている消費動向等のデータ化は、誰が何を買ったかが監視されている状態に近いものです。犯罪に関係なくても、自分の消費行動を逐一データ集積され、プッシュ型の広告が絶え間なく届くのは、決して気持ちのいいものではありません。匿名性が担保され得ないと同時に、誤ったひもづけでブラックリスト化されれば、生活に制限がかけられてしまいます。これもデメリットの1つです。

さらにキャッシュレス決済のメリットの1つとして、無人化店舗の普及が挙げられています。店にレジ担当は当然として、従業員の姿もない。キャッシュレス社会が生み出すのは、まさに無人化社会です。ウエイトレスやレジ係などの業務に従事した人々は、職を失うこととなります。そうした労働人口が行き場を失い、社会構造が大きくゆがむことになるでしょう。その上、買い物ときのやりとりが、1日の中で会話する唯一の機会だという人がふえている現代において、無人化店舗増大による地域社会への影響も、また大きいものだと考えます。

以上のようなさまざまなデメリットがあり、結局は金融機関の利権に益することにしかないキャッシュレス決済推進には賛成できないので、本意見書に反対します。

○16番（野村羊子さん） 意見書（案）第17号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書に討論をいたします。

虐待による子どもの死亡事件が相次いで報道されるたびに、児童相談所への責任追及や警察との連携強化の声が上がり続けてきました。しかし、取り締まりや監視を強化することでは、虐待は防止し切れないことは今までの事実経過から明らかです。東京都では、児童相談所で受けた虐待の受理件数は、2017年度は1万4,017件でした。東京都の児童相談員——児童相談所にいる相談員の定数は250人ですので、割り返すと1人当たり年間56件の虐待ケースを新規に受け付けていることとなります。虐待以外の相談も含めると、相当な数だと認識します。政府は、児童相談所強化プランによって体制を強化し、専門職を増員するとしていますが、児童相談所の専門職をどのようにふやすかについて、具体的ではありません。児童心理員や弁護士などの資格者の増員を進めるほか、児童福祉司の研修を行うとしているのみです。実際には児童相談所は、行政職として採用された職員が異動してくる出先機関の1つという扱いでしかありません。相談の経験のない職員、福祉関係の知識のない職員が、いきなりケースを担当せざるを得ない実態の中で、職員も疲弊してまいります。児童福祉司を、専門職としてそれなりの待遇で採用する必要があると考えます。

一方で、虐待してしまう親たちの中には、幼いときに暴力やネグレクトを受け、孤立した中で育つなど、大人になってもさまざまな生きづらさを抱え、社会の中で安定して生きる力を持っていない状況にある人々がいます。そのことを隠して生きているために、子どもが順調に育っているときは公的支援を受けても、問題が生じて状況が深刻化するほど、支援を受けることをしない、あるいはできない、隠してしまうということになりがちです。孤立する親にどのように寄り添い、支援することで虐待を防ぐことができるかに、もっと焦点を当てるべきです。子どもはたとえ虐待されても、親と一緒にいたい、親に愛されたいと願っています。単に切り離して施設に入れれば終わりではありません。親が支援され、虐待せずとともに暮らせるような環境整備には、児童相談員とは別の専門職の寄り添いが必要です。人への支援は適切な人が対応し、支援していくことが重要です。

本意見書の要望事項で支援する側の強化のための財政措置を求めること、市町村や学校、子育て施設、警察や民間等の関係機関との役割分担や連携強化、虐待だけではない相談受付窓口の拡充と体制強化などについては賛同し、現場の声をさらに具体化する形で実現することを求め、同時に虐待対応の専門家の雇用を進めること、子どもと親とにそれぞれの別の相談員が付き、支援すること。市町村との役割分担の中で、子どもの安全確保と同時に、親の支援の対応も図ることができる体制をつくることなど、あわせて要望し、本意見書に賛成いたします。

2018.09.05

平成 30 年 第 3 回定例会（第 4 号） 本文

○16 番（野村羊子さん） 討論させていただきます。

今まで地方議会の議員の選挙においては、ビラの頒布が認められていませんでした。手軽に有権者に政策等の情報を提供する機会が極めて限定されてきたということの認識のもと、今回の公職選挙法改正になったと私も理解をしています。有権者の知る機会を保障し、候補者の政策等を知る機会をふやすことは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に生かすことができるなど、参政権の行使にとって重要なことだというふうに、これも議論の中で言われていたとは思いますが、私もそのように認識します。

供託金の問題とか、あるいは町村議会まではこのような公営制度、ビラも含めたね、されていないということ等の課題は残っていると思いますけれども、順次改正を進めていく、検討していくということだというふうに理解しますので、本議案については賛成とします。